

## TRADEMARK ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1  
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT		
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME		
CONVEYING PARTY DATA			
Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
Kabushiki Kaisha Square Enix (also trading as Square Enix Co., Ltd.)		10/01/2008	CORPORATION: JAPAN
RECEIVING PARTY DATA			
Name:	Kabushiki Kaisha Square Enix Holdings		
Trading As:	Square Enix Holdings Co., Ltd.		
Street Address:	6-27-30 Shinjuku, Shinjuku-ku		
City:	Tokyo		
State/Country:	JAPAN		
Entity Type:	CORPORATION: JAPAN		
PROPERTY NUMBERS Total: 1			
Property Type	Number	Word Mark	
Registration Number:	3306797	DRAGON QUEST HEROES	
CORRESPONDENCE DATA			
Fax Number:	2127904545		
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>			
Phone:	212-790-4601		
Email:	trademarksny@manatt.com		
Correspondent Name:	Manatt Phelps & Phillips- Mark I. Peroff		
Address Line 1:	Seven Times Square - 22nd Floor		
Address Line 4:	New York, NEW YORK 10036		
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	46266-602		
DOMESTIC REPRESENTATIVE			
Name:	Manatt Phelps & Phillips- Mark I. Peroff		
Address Line 1:	Seven Times Square - 22nd Floor		

OP \$40.00 3306797

Address Line 4: New York, NEW YORK 10036

NAME OF SUBMITTER:

Mark I. Peroff

Signature:

/Mark I. Peroff/

Date:

10/04/2013

**Total Attachments: 12**

source=Name Chg Doc- Square Enix to Square Enix Holdings#page1.tif  
source=Name Chg Doc- Square Enix to Square Enix Holdings#page2.tif  
source=Name Chg Doc- Square Enix to Square Enix Holdings#page3.tif  
source=Name Chg Doc- Square Enix to Square Enix Holdings#page4.tif  
source=Name Chg Doc- Square Enix to Square Enix Holdings#page5.tif  
source=Name Chg Doc- Square Enix to Square Enix Holdings#page6.tif  
source=Name Chg Doc- Square Enix to Square Enix Holdings#page7.tif  
source=Name Chg Doc- Square Enix to Square Enix Holdings#page8.tif  
source=Name Chg Doc- Square Enix to Square Enix Holdings#page9.tif  
source=Name Chg Doc- Square Enix to Square Enix Holdings#page10.tif  
source=Name Chg Doc- Square Enix to Square Enix Holdings#page11.tif  
source=Name Chg Doc- Square Enix to Square Enix Holdings#page12.tif

(Extract Translation)

**Articles of Incorporation**

**KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX HOLDINGS**

**Created on June 21, 2008  
Enacted on October 1, 2008**

**CHAPTER 1. General Provisions**

**(Trade Name)**

**Article 1. The name of the Company shall be "KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX HOLDINGS". In English it shall be "SQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD."**

**(The rest is omitted)**

**This is to certify that there is no difference in the above from the original text.**

**December 5, 2008**

**3-22-7 Yoyogi, Shibuya-ku, Tokyo**

**Kabushiki Kaisha Square Enix Holdings**

**Yoichi WADA, Representative Director (Seal)**

定 款

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

平成20年6月21日作成  
平成20年10月1日施行

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当社は、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスと称する。  
英文ではSQUARE ENIX HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の経営管理及びこれに附帯又は関連する業務を行うことを目的とする。

1. コンテンツの企画、開発、制作及び販売
2. その他商製品の企画、開発、制作及び販売
3. 役務サービスの企画、開発及び提供
4. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

② 当社は、前項各号に定める事業及びこれに附帯又は関連する事業を営むことができる。

### (本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

### (機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### (公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた時は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式の総数)

第6条 当社の発行可能株式の総数は、440,000,000株とする。

### (株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(株)茶比叢

第8条 当社の茶比叢株式数は、100株とする。

(株)茶比叢株券の不発行

第9条 当社は、(株)茶比叢株券に係る株券を発行しない。

(株)茶比叢株券についての権利

第10条 当社の(株)茶比叢株券(茶比叢株券)を有する者は、その有する(株)茶比叢株券について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 優先配当を受ける権利
- (3) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (4) 株主の有する株式債に依りて債権者としての権利を受ける権利
- (5) (株)茶比叢株券の消滅しを請求する権利

(株)茶比叢株券の買戻請求

第11条 当社の(株)茶比叢株券は、株主買戻請求に定めるところにより、その有する(株)茶比叢株券の買戻請求を当社が認めたときは、その有する(株)茶比叢株券を当社が買戻し、その有する(株)茶比叢株券の買戻請求を認めたときは、その有する(株)茶比叢株券を当社が買戻すことができる。

- ② 買戻請求をすることができる時期、請求の方法等については、株主買戻規則に定める。

(株主買戻規則)

第12条 株券の譲渡、株券の名義譲渡、買戻の請求、信託財産の譲渡、株主としての譲渡、株券の再発行、株券優先譲渡、(株)茶比叢株券の買取り及び消滅し、その消滅に因する手続を並びに手続料については、この章に定める場合を要し、買戻請求の定める株主買戻規則による。

(株)茶比叢株券の譲渡

第13条 当社は、(株)茶比叢株券の譲渡人を選任する。

- ② (株)茶比叢株券の譲渡人は、買戻請求の消滅しを請求し、買戻請求を認めたときは、その有する(株)茶比叢株券の買戻請求を当社が認めたときは、その有する(株)茶比叢株券を当社が買戻すことができる。

③ 当社の(株)茶比叢株券(茶比叢株券)を有する者は、以下同じ。、(株)茶比叢株券の譲渡、株券の再発行、株券優先譲渡、(株)茶比叢株券の買取り及び消滅し、その消滅に因する手続を並びに手続料については、この章に定める場合を要し、買戻請求の定める株主買戻規則による。

④ (株)茶比叢株券の譲渡人は、買戻請求の消滅しを請求し、買戻請求を認めたときは、その有する(株)茶比叢株券の買戻請求を当社が認めたときは、その有する(株)茶比叢株券を当社が買戻すことができる。

第2章 茶比叢株

(出 資)

第14条 (株)茶比叢株券は、毎年5月に増発し、(株)茶比叢株券の増発に際しては、増発する。



(定時株主総会基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。

(決議の方法及び議決権の代理行使)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

③ 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出することを要する。

(株主総会の議事録)

第19条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。

② 株主総会の議事録は、株主総会の日からその原本を10年間本店に備え置き、その謄本又は電磁的記録を5年間支店に備え置く。

## 第4章 取締役

(員数)

第20条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議により、選任する。

② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関

する定時株主總會終結の時に終了する。

- ② 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。

(役付取締役及び代表取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長1名及び取締役社長1名、並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。

- ② 取締役社長は、会社を代表する。  
③ 取締役会の決議をもって第1項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(報酬等)

第24条 取締役が職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主總會の決議により定める。

## 第5章 取締役会

(取締役会の権限)

第25条 当会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって行う。

(取締役会の招集)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
③ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の賛成をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第370条の規定により、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が、これに署名若しくは記名捺印又は

電子署名を行う。

② 取締役会の議事録は、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第6章 監査役

(員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議により、選任する。

② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に終了する。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

## 第7章 監査役会

### (監査役会の招集)

第37条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

- ② 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

### (監査役会の決議)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数の賛成をもって行う。

### (監査役会の議事録)

- 第39条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が、これに署名若しくは記名捺印又は電子署名を行う。
- ② 監査役会の議事録は、監査役会の日から10年間本店に備え置く。

### (監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか監査役会の定める監査役会規程による。

### (監査役の責任免除)

- 第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10,000,000円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第8章 計 算

### (事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

### (剰余金配当の基準日)

- 第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第45条 配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 剰余金の配当には利息を付さない。

以上、原本に相違ないことを証明する。

平成20年12月5日

東京都渋谷区代々木三丁目22番7号

株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス

代表取締役 和田 洋一

